

平成21年度国有林材の安定供給システム販売の公告について

東北森林管理局では、CO₂の森林吸収源対策を一層推進するため間伐を積極的に実施していますが、これは同時に大量に供給される木材の需要拡大を図ることが必要です。このため、一般製材工場、集成材工場、合板工場、チップ工場等との間で木材の計画的な供給に関するシステム販売協定を締結し、毎年度工場等へ安定的な供給を増加させてきており、今年度は販売量全体の約半分の260千m³をこのシステムによって販売することとして、本日から第1次の公募を開始しました。

協定量の推移 (単位：千m³)

協定年度	協定数量	全販売量
平成17年度	74	288
平成18年度	131	365
平成19年度	174	423
平成20年度	210	496
平成21年度	260 (予定)	530 (予定)

◀ 今年度協定の要旨 ▶

- 1 需要動向に応じ、多くの需要者のみなさんに参加いただけるよう、年2回の公告とします。

第1次公告 5月13日～5月26日まで
 公告数量 110千m³
 協定締結 6月第2週を予定
 協定期間 協定締結後～9月30日まで

第2次公告 9月上旬～9月中旬まで (予定)
 公告数量 150千m³ (予定)
 協定締結 9月下旬を予定
 協定期間 協定締結後～平成22年1月29日まで

2 選考は、企画競争によることとし、特に来るべき国産材時代に向けた原木消費・製品供給の考え方や、原木買取価格・運賃コストの明確化・透明性を重視します。

3 今年度は、一般材のほか根柢、端材等の低質材も対象とします。

4 その他

(1) 第1次公告の予定数量の内訳は別紙のとおりです。

(2) 公告は東北森林管理局及び管内各森林管理署等において行います。また、申請書等は東北森林管理局のホームページに掲載します。

(3) 東北森林管理局のアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/index.html>

又は、東北森林管理局と入力し検索してください。

〒010-8550 秋田市中通5丁目9-16

東北森林管理局長

問い合わせ先：東北森林管理局 販売課

電話 018-836-2149

018-836-2128

担当：企画官（販売戦略）、販売係長

別紙

平成21年度国有林材(素材)の安定供給システム販売(第1次)予定量

森林管理署等	長級(m)	スギ	アカマツ	カラマツ	針葉樹低質材	計
津 軽	2.00～4.00	6,700		300	2,000	9,000
金 木	2.00～4.00	1,800		100	800	2,700
青 森	2.00～4.00	3,600	100		4,000	7,700
下 北	2.00～4.00	2,500			6,000	8,500
三 八 上 北	2.00～4.00	2,600	1,200		2,100	5,900
岩 手 北 部	2.00～4.00	200	400			600
三 陸 北 部	2.00～4.00			3,000	1,600	4,600
久 慈	2.00～4.00	100	200	300	500	1,100
三 陸 中 部	2.00～4.00	400	100	500	400	1,400
盛 岡	2.00～4.00	200		1,200	400	1,800
岩 手 南 部	2.00～4.00	1,800	100	400	1,000	3,300
遠 野	2.00～4.00	700	300	1,000	1,300	3,300
宮 城 北 部	2.00～4.00	3,300	300	200	2,100	5,900
仙 台	2.00～4.00	900	200		700	1,800
米 代 東 部	2.00～4.00	3,600	100	3,000		6,700
上 小 阿 仁	2.00～4.00	10,000			1,500	11,500
米 代 西 部	2.00～4.00	10,000			1,000	11,000
秋 田	2.00～4.00	4,600			500	5,100
湯 沢	2.00～4.00	900		200	200	1,300
由 利	2.00～4.00	2,000			300	2,300
庄 内	2.00～4.00	2,600	100	100	200	3,000
山 形	2.00～4.00	1,600				1,600
最 上	2.00～4.00	7,500			500	8,000
置 賜	2.00～4.00	1,700			300	2,000
合 計		69,300	3,100	10,300	27,400	110,100

注1 生産事業の進捗状況等により数量は増減することがあります。

注2 素材は人工林の間伐対象林分から生産される5cm以上の一般材及び低質材が中心となります。

注3 三陸中部森林管理署及び岩手南部森林管理署のアカマツ材については、別紙「松くい虫被害材の移動禁止について」によりご協力をお願いします。

別 紙

平成21年5月11日

松くい虫被害材の移動禁止について

松くい虫被害材については、岩手県告示第207号によって、下に掲げる被害地域からの移動が禁止されていますのでご承知おき下さい。

また、あわせて、健全なアカマツ材であっても、被害地域から被害が発生していない地域への移動についても自粛をお願いします。

被害地域 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市のうち旧宮守村、一関市、
陸前高田市、奥州市、紫波郡紫波町、胆沢郡金ヶ崎町、
西磐井郡平泉町、東磐井郡藤沢町

期間：平成21年4月1日 ～ 平成22年3月31日

岩手県告示第207号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる命令をしようとするので、その区域等を次のとおり公表する。

平成21年3月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

1(1) 区域及び期間

ア 区域 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市のうち平成17年9月30日における上閉伊郡宮守村の区域、一関市、陸前高田市、奥州市、紫波郡紫波町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町及び東磐井郡藤沢町

イ 期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(2) 森林病害虫等の種類 松くい虫

(3) 行うべき措置の内容

ア 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、当該樹木を伐倒して薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

イ 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布し、又は、当該根株をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

ウ 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木に薬剤を散布し、当該伐採木を薬剤によりくん蒸し、又は当該伐採木をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(4) 命令をしようとする理由 1(1)アに定める区域の特定森林において松くい虫の被害が発生しており、1(3)に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1(1)アに定める区域及びその周辺の特定森林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

(5) その他

ア 1(3)に掲げる措置のうち、薬剤を散布する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

イ 1(3)に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、別に定める実施届により1(3)に掲げる樹木、伐採跡地又は伐採木の所在する区域を所管する広域振興局長又は地方振興局長（以下「所管する広域振興局長等の長」という。）にその旨を届け出なければならない。ただし、1(5)ウにより申請書を提出する場合は、この限りでない。

ウ 1(3)に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに所管する広域振興局長等の長に提出するものとし、その提出があったときは、所管する広域振興局長等の長は、当該申請者が1(3)に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

エ 所管する広域振興局長等の長は、1(3)に掲げる樹木、伐採跡地又は伐採木を所有し、又は管理する者が、1(1)イに定める期間内に1(3)に掲げる措置を行わないとき、行ったが十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を自ら行うことができる。

オ 所管する広域振興局長等の長は、1(5)エの措置を行った場合において、その費用の額が、1(3)の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

2(1) 区域及び期間

ア 区域 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市のうち平成17年9月30日における上閉伊郡宮守村の区域、一関市、陸前高田市、奥州市、紫波郡紫波町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町及び東磐井郡藤沢町

イ 期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(2) 森林病虫害等の種類 松くい虫

(3) 行うべき措置の内容 2(1)アに掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。)は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。

(4) 命令をしようとする理由 2(1)アに定める区域の特定森林において松くい虫の被害が発生しており、2(3)に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、2(1)アに定める区域及びその周辺の特定森林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

